

# 審議会の対象となる「県が有する知見等（種苗等）」

## 登録品種

※種苗法で登録されている品種（最長30年間）

・沖縄県が開発した登録品種は、知事が「育成者権」を有しており、知事の許諾無しで登録品種の種苗を利用することはできません。

※登録品種は、種苗法の「知的財産権」で守られています。

## 一般品種

※種苗法で登録されていない（出来ない）品種

- ・登録切れ品種
- ・育成のための遺伝資源（親）等
- ・在来種（島野菜等）
- ・導入された品種等



### < 審議会の対象 >

#### 「県が有する知見等」

沖縄県農業研究センター等で所有する種苗等



県庁



審議会対象

同じ品種でも



審議会対象外

### < 審議会の対象外 >

- 「農家」「個人」「民間事業者」等が所有する種苗等
- 「生産物」として流通する農作物等
- 県内に自生する植物体等

※ 誰のものでもない = 県のものでない  
 : 県が関与できない)

※登録品種については、種苗法による権利保護有り